

ゴルフ場娯楽施設利用税事件の再検討

経営学研究科経営学専攻博士後期課程修了

齋藤 滋

要旨

他のスポーツ施設の利用と差別して、ゴルフ場の利用に対してのみゴルフ場利用税を課すことが、立法上の原則としての租税公平主義との関連で問題とされる。

時代にあわない租税制度がゴルフ産業の健全な発展を阻害し租税公平主義も阻害する。時代とずれた租税制度は抜本的に見直す作業が必要である。金額的に僅少であるとしても、ゴルフ場利用税によって、その税額相当分だけゴルフ場利用者の経済的負担が増加することは事実である。

21世紀になって15年が経過した現在、なおゴルフ場利用税を存続させることに合理性があるのか、租税公平主義の視角から検討しなければならない。

キーワード

租税制度、合理性、ゴルフ場利用税、租税公平主義

目次

はじめに

I. 事実

II. 最高裁の判断

III. 担税力という判断基準

IV. ゴルフ場利用税の問題点

V. 国家公務員倫理規程にみる行政のゴルフ観

VI. ゴルフの大衆化

VII. 担税力の尺度としての消費

VIII. 大衆化にともなう担税力の希薄化

おわりに

はじめに

他のスポーツ施設の利用と差別して、ゴルフ場の利用に対してのみ利用税（ゴルフ場利用税。地稅75条以下）を課すことが、立法上の原則としての租稅公平主義との関連で問題とされる。

ゴルフ場利用税は、一時、廢止の機運が高まったが、結局「2015年度以降の存続が決まった」⁽¹⁾とのことである。

ゴルフ場の利用に対してのみ利用税を課すことは、率直にいて不公平である。

ゴルフはスポーツのなかで唯一、施設利用にともない課稅される。等しくスポーツでありながら、たとえばスケート場、テニスコート、水泳プール等他のスポーツの施設利用について課稅されることはない。租稅公平主義の視角から、この取り扱いに合理性が認められるのか。

租稅公平主義に関するとともに、ゴルフ産業の健全な發展にかかわり、いまだ影響を与える租稅争訟事例として、いわゆるゴルフ場娛樂施設利用税事件（最判1975（昭和50）年2月6日判時760号30頁）があげられる。租稅公平主義に関する裁判は、具体的には日本国憲法第14条第1項に違反するかどうかを争点として展開されることになる。

旧地方稅法第75条第1項は、舞踏場、ゴルフ場、ぱちんこ場および射的場、まあじゃん場およびたまつき場、ボーリング場等の施設をあげ、その利用に対し、利用料金を課稅標準とする施設利用税を設けていた。そして、本件で問題のゴルフ場については、同法第78条の2が、一人一日500円とする標準稅率を特例的に定めていた。ゴルフ場の会員である上告人（原告・控訴人）は、自分のゴルフ場を利用するのに、施設利用税を支払わなければならないのは理不尽であると感じ、出訴したものであると推察される。この事例は、いわばゴルフは高額所得者の奢侈性の高い娛樂であるのか、あるいは大衆的なスポーツであるのかに関し、結論からいえば、最高裁が前者であると判断したとし、事件当時においては世間の耳目を集めたものである。

I. 事実

上告人は、訴外会社の株主であり、かつ、同会社の經營するゴルフ場「府中カントリークラブ」の正会員であるが、1965（昭和40）年9月21日、同ゴルフ場を利用したところ、被告東京都は、当時の地方稅法第75条第1項第2号、同法第78条の2、および当時の東京都都稅条例第48条の15第2号、同条例第48条の17第2項により、娛樂施設利用税として、上告人から金500円を徵收した。

上告人は、以下の2点等を主張して、右娛樂施設利用税の徵收は無効であり、東京都は右金員を不当に利得しているとして、その返還を求めて出訴した。

①ゴルフ場の利用に対し娛樂施設利用税を課することを定める前記地方稅法の規定はスポ

ーツであるゴルフを間接に制限するものとして日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」に違反すること。

②等しくスポーツでありながら、スケート、テニス、水泳等他のスポーツの施設の利用者に対しては課税せずゴルフ場の利用に対してのみ課税するのは日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に違反すること。

1審、2審とも原告・控訴人（上告人）敗訴。これに対して上告したのが、本件である。

II. 最高裁の判断

上告人の①の主張について最高裁は次のように判示し、上告人の主張を退けた。

「ゴルフはスポーツであると同時に娯楽としての一面をも有し、原判決が確定した事実によれば、その愛好者は年々増加しているとはいえ、なお特定の階層、とくに高額所得者がゴルフ場の利用の中心をなしており、その利用料金も相当高額であつて、ゴルフ場の利用が相当高額な消費行為であることは否定しがたいところであり、地方税法がゴルフ場の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした趣旨も、このような娯楽性の面をも有する高額な消費行為に担税力を認めたからであると解せられる。地方税法75条1項2号は、ゴルフ自体を直接禁止制限しようとするものではないばかりでなく、もともとゴルフは前記のように高額な支出を伴うものであり、かかる支出をなしうる者に対し、ゴルフ場の利用につき、1日500円程度の娯楽施設利用税を課したからといって、ゴルフをすることが困難になるとはとうてい考えられず、右規定がスポーツをする自由を制限するものであるということとはできない」。

上告人の②の主張について最高裁は次のように判示し、上告人の主張を退けた。

「立法上ある施設の利用を娯楽施設利用税の課税対象とするか否かは、その時代における国民生活の水準や社会通念を基礎として、当該施設の利用の普及度、その利用の奢侈性、射幸性の程度、利用料金にあらわされる担税力の有無等を総合的に判断したうえで決定されるべき問題である。ゴルフがスケート、テニス、水泳、野球等と同じく健全なスポーツとしての一面を有することは所論のとおりであるが、スケート場、テニスコート、水泳プール、野球場等の利用は普遍的、大衆的であり、利用料金も担税力を顕著にあらわすものとはいえないのに対し、ゴルフ場の利用は、前記のとおり特定の階層、特に高額所得者がその中心をなしており利用料金も高額であり、高額な消費行為であることは否定しがたいところである。右のごとき顕著な差異を無視して地方税法75条1項2号が租税負担の公平を欠き平等原則に違反するとする所論違憲の主張は、その前提を欠く」。

Ⅲ. 担税力という判断基準

日本国憲法第13条によれば「スポーツをおこなう自由は—その他の憲法上明記されていないが、しかし人びとが實際上享受しているところの、さまざまな自由とともに—公権力によりむやみに制限されないよう保障されている」⁽²⁾とされる。

わが国の憲法上「スポーツをする自由」について明文の規定は存在しない。しかし、日本国憲法第13条の意味につき「支配的見解は、この条項が憲法の他の条項によって具体的に規定されていない権利を包括的に保障するもの」⁽³⁾と理解している。したがって「スポーツは人の健全な身体及び健康の維持、増進を求めるためのものであり、人の健康なくして憲法13条にいう個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利の保障も無意味であるから、そのような意味において、『スポーツをする自由』も憲法13条から間接的に保障されるべき権利自由である」⁽⁴⁾との解釈が可能となる。

形式的に、単純計算でいうならば、あるスポーツ施設の利用に租税が課せられるとすると、その税額だけ利用者の経済的負担が増加し、その税額相当分だけスポーツ施設利用行為が制限される。

スポーツを行う自由は公権力により制限されないよう保障されなければならない。しかし、その保障の範囲は無制限というわけではない。保障される範囲には、むやみに制限されない程度という限定が付される。むやみに制限されないという意味は「関係者が理不尽だと思うどんな不利益も受けたくないということではない」⁽⁵⁾とされている。したがって、スポーツ（ゴルフ）を行うことができるという消費支出能力に担税力を認めて、これに課税するのは、わが国の憲法上不合理であるとはいえない。一日500円支払わなければならないというやりにくさが生じて、わが国の憲法上むやみに制限されたと評価され、違憲無効とされるとしたら「国家はおよそ効果的な租税政策を樹立することができなくなる」⁽⁶⁾とされる。

以上のような思考様式を基盤としながら、最高裁は「スケート場、テニスコート、水泳プール、野球場等の利用は普遍的、大衆的であり、利用料金も担税力を顕著にあらわすものとはいえない」と判示し、普遍性・大衆性、担税力を基準として、スケート、テニス、水泳、野球場とゴルフとは、性質を異にするものと判断する。

すなわち、前者が普遍性・大衆性を具備する純粋なスポーツであるのに対して、ゴルフはスポーツ性よりも娯楽性が強いというところにゴルフ場の利用に対してのみ娯楽施設利用税を課することの「合理性」を求めていると解される。ただ「純理論上の問題としてではなく、人々の社会通念とか意識とかとの問題としてみた場合、あるゲームがここにいう娯楽とは区別された意味においてスポーツであるかどうかは、いろいろの諸事情の総合によつてきまってくる」⁽⁷⁾とされている。

そもそもスポーツ（sport）には「気晴らし……娯楽、楽しみ、戯れ」⁽⁸⁾という意味があり、すべてのスポーツには本来的に娯楽性が備わっていると考えられる。したがって、比較的明

確な基準として担税力が問題の中心となってくる。すなわち、ゴルフ場の利用は、特定の階層、とりわけて高額所得者がその中心をなしており利用料金も高額であり、高額な消費行為である。ここに担税力を認め、ゴルフ場の利用に対してのみ娯楽施設利用税を課し、スケート場、テニスコート、水泳プール、野球場等の利用に対しては娯楽施設利用税を課さないという差別に「合理性」があるのかどうかという問題である。

Ⅳ. ゴルフ場利用税の問題点

娯楽施設利用税は、消費税法の施行（1989（平成元）年4月1日）にともなって、1989（平成元）年3月31日をもって廃止されたが、ゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税と同様に都道府県税）として存続している（地稅75条以下）。したがって、直接消費税であるゴルフ場利用税は消費税法が定める間接消費税との二重課税という明らかな問題点を抱えている。ゴルフ場の利用という一つの消費行為に対して二重に課税されることは本来あってはならないはずである。

そもそも二重課税の正当化の理由にはなりえないが、ゴルフ場利用税にはいわゆる贅沢税としての見方がいまだに根強く残存している。ゴルフ場利用税の税率について、地方税法第76条第1項は「ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき八百円とする」と規定し、同法同条第2項は「道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、千二百円を超える税率で課することができない」と規定する。ゴルフ場利用税の標準税率は一人一日につき800円であり、各種スポーツ施設のうちゴルフ場の利用に対してのみ一人最高1,200円の租税が課せられることになる。

財政学上、どのような租税をどのような理念にもとづき課すべきかという、税制の準拠すべき一般的基準を説くものとして租税原則の存在が指摘される。この租税原則の7条件の一つとして、マスグレイブ（R. A. Musgrave）は、中立（効率性）を掲げる。すなわち「租税は、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきこと。そのような干渉は『超過負担』を課すことになるが、超過負担は最小限にとどめなければならぬ」⁽⁹⁾とされている。

ゴルフ場の利用に租税が課せられるとするならば、その税額だけ利用者の経済的負担が増加し、その税額相当分だけゴルフ場利用行為が制限される。経済活動に対する中立性の視点から、ゴルフ場利用税はゴルフ産業の健全な発展を阻害することになる。

Ⅴ. 国家公務員倫理規程にみる行政のゴルフ観

ゴルフ場利用税は、都道府県税であるが、税収の7割はゴルフ場が所在する市町村（特別区を含む）に交付される（地稅103条）。かりに、ゴルフ場利用税が地方における税収の柱となっているという事実を強調するならば、現在置かれている地方の財政状況に鑑みて、いっ

そ、スケート場利用税、テニスコート利用税、水泳プール利用税、野球場利用税など、各種スポーツ施設にもすべからく利用税を課すべきといった危険な発想に至る可能性がある。この発想が現実のものとなれば、それは明らかにわが国スポーツ産業の健全な発展を阻害する。このような、税収確保を出発点とする思考は許容されてはならず、国民の同意を得ることもないことは自明である。国家は国民の同意を得た法律によらなければ国民に租税を課することはできない。

そもそも立法は国会の権能であるが、わが国における法案作成は行政の支援に依拠するところが大きい。この国の行政機関の職員たる国家公務員の職務にかかわる倫理の保持を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする国家公務員倫理法にもとづき、国家公務員倫理規程第3条は「職員は、次に掲げる行為を行ってはならない」と規定し、第7号において「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」とし、ゴルフを禁止行為として明文で規定する。「スポーツ」ではなく「ゴルフ」と限定しているから、たとえば、テニス、野球などは禁止されない。国家公務員倫理審査会のQ&A倫理法・倫理規程によれば、ゴルフについては「過去に過剰接待の舞台となった多数の事例があり、最近でも、利害関係者の負担で海外へゴルフ旅行に行った事案が発覚しています」⁽⁴⁰⁾として禁止行為に掲げる理由を説明する。

国家公務員倫理規程解説によれば「ゴルフ」とともに禁止する「遊技」の範囲について「ここでいう『遊技』には次のようなものが該当する」⁽⁴¹⁾とし、麻雀とポーカーを掲げる。すなわち、国家公務員倫理規程は、麻雀・ポーカーとゴルフとを同列に取り扱う。前者については、ギャンブル性が強いという事実は明白であり、これとスポーツであるゴルフを同じ条文で規制するところに、ゴルフに対する差別的な見方が存在することを指摘しなければならない。国家公務員倫理規程上のこのような取り扱いから明らかなように、行政は、ゴルフは純粋なスポーツとは異なるものとして観念しているように推察される。このようなイメージがゴルフ場利用税の存続の理由として根底に横たわっているとわざるをえない。

VI. ゴルフの大衆化

現在においても、ゴルフは普遍的、大衆的ではない、といいきれぬであろうか。日本生産性本部の『レジャー白書2010』によれば、ゴルフの市場は1兆5170億円にのぼり、内訳はゴルフ場が1兆円、ゴルフ用品が3590億円、ゴルフ練習場が1580億円である⁽⁴²⁾。また、2001年に総務省が行った社会生活基本調査によれば、ゴルフ人口の総数は1254万1000人（内訳は男性が1026万9000人、女性が227万2000人）であり、年齢別にみると、男性は50歳から54歳（140万2000人）、女性は25歳から29歳（36万1000人）の割合が高く、2006年のデータによれば、男性だけに限るとゴルフの人気は30歳代以上の世代では非常に高いことがわかる⁽⁴³⁾。2005年に総務省が行った国勢調査によれば、日本の総人口の確定数は、1億2776万7994人で

ある⁽¹⁴⁾。したがって、単純に日本国民のうち約1割がゴルフに興じている計算になり、性別、年齢を問わず、広く親しまれているスポーツとあってよい状況と解される。

「国民体育大会の種目にもゴルフが採用され、高校生のプロ選手が登場するなどゴルフの大衆化は進んでいる」⁽¹⁵⁾とされている。たとえば、地方税法第75条の2は「道府県は、次の各号に掲げる者がゴルフ場の利用を行う場合（次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる者である旨を証明する場合に限る。）においては、当該ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない」と規定し、第1号において「年齢十八歳未満の者」を掲げる。このような、年少者などに対するゴルフ場利用税の非課税措置は、ゴルフの大衆化を裏づけるものと評価することができると考えられる。ゴルフは高額所得者の奢侈性の高い娯楽であるのか、あるいは大衆的なスポーツであるのか。事件当時の新聞は「こういう判決は、真実か否かに答えたものではなく、社会生活の当面の取り決めを作ってもらうものなのである」⁽¹⁶⁾と論ずる。いみじくも、最高裁も「ある施設の利用を娯楽施設利用税の課税対象とするか否かは、その時代における国民生活の水準や社会通念を基礎として」決定されるべきであると判示する。事件当時から30年以上経過した現在において、その当否の再検討をすべきことは当然であるといえる。

Ⅶ. 担税力の尺度としての消費

ゴルフは、今も高額な消費行為であり、ゴルフ場の利用者は高額所得者が中心であるといえるであろうか。法学の領域において、金子教授は「他のスポーツの施設の利用と區別して、ゴルフ場の利用に対してのみ利用税（ゴルフ場利用税。地稅75条以下）を課すことが平等原則に反するかどうかが問題となるが、一般的にいて、ゴルフ場の利用は他のスポーツ施設の利用に比して高い担税力を表わしていると考えても不合理とはいえないから、この規定は憲法14条1項に反するものではないと考えるべきであろう」⁽¹⁷⁾と述べる。本当にそういいきってよいのであろうか。「不合理とはいえない」という表現から、積極的に「合理性」があるとは解していないと思料される。

税務会計学上、税務会計公準を基礎的前提として、真実かつ公正な課税所得を算定把握するための税務会計原則の存在が指摘される。この税務会計原則の一つとして、担税能力性の原則が掲げられる。すなわち「課税所得は担税力を表す指標であるから、担税能力のある所得でなければ課税所得として認識すべきではないという原則である」⁽¹⁸⁾とされている。担税能力性の原則は、所得課税における課税所得の認識・測定にとどまらず、財産課税における課税財産、消費課税における課税消費の認識・測定に関しても共通する重要な原則として位置づけられる。したがって、この担税能力性の原則を、ここで問題としているゴルフ場利用税が該当する直接消費税に適用すれば次のような内容となる。消費行為は担税力を表す指標であるから、担税能力のある消費でなければ消費行為として認識すべきではない。

課税所得にもとづき課せられる租税である法人税は現金で納付される。かりに、保有中の資産の評価益が、会計上、収益の額として認識・測定されたとしても、税務会計上、益金の額として認識・測定されないことがありうる。なぜなら、保有中の資産の評価益には財貨の経済的な価値の増加が認められても、現金（現金等価物）収入が認められないからである。法人税は現金で納付されるから、納税手段となる現金収入のない収益取引は、課税所得を構成する益金の額として認識・測定すべきではない。ここに担税力と現金収入との密接な関係が確認される。

一方、課税消費にもとづき課せられる租税である消費税も現金で納付されるが、担税力を消費、換言すれば現金支出に求めるから、そもそも納税手段たる現金収入は直接的に存在しないところに租税を課すことになる。そこで直接消費税であるゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者は高額所得者がその中心をなすというフィクションを介在させることにより、間接的に現金収入が存在すると観念したうえで担税力があると考えられる。したがって、このフィクションが否定されれば担税力はないということになり、ゴルフ場利用税の課税根拠は崩れることになる。

Ⅷ. 大衆化にともなう担税力の希薄化

いまでは「ゴルファーの半数以上が年収700万円以下である」⁽¹⁹⁾とされている。所得金額が大きくなるにつれて高い税率を適用する累進課税方式をとる所得税の税率（課税される所得金額）は、分離課税に対するものなどを除くと、5%（195万円以下）、10%（195万円を超え330万円以下）、20%（330万円を超え695万円以下）、23%（695万円を超え900万円以下）、33%（900万円を超え1800万円以下）、40%（1800万円を超え4000万円以下）、45%（4000万円超）の7段階に区分される（所税89条）。単純にこの段階に従って、中低額所得者を5%から23%の区分として、高額所得者を33%から45%の区分として、それぞれ設定した場合、かりに、「課税される所得金額」が700万円であるとするならば「695万円を超え900万円以下」の区分に該当し、税率は23%となる。すなわち、中低額所得者の区分に該当することになる。この中低額所得者がゴルファーの半数以上を占めるということになるから、もはや高額所得者がゴルファーの中心をなしているとはいえない時代となっていると考えられる。

事件当時、最高裁は「特定の階層、特に高額所得者がその中心をなしており利用料金も高額であり、高額な消費行為であることは否定しがたい」として、その「消費」に担税力を求める。しかし、周知のように、担税力の基準である所得・財産および消費のうち「消費は、担税力の尺度としては最も劣っており、消費税は、課税対象の選定の仕方によっては、逆進的となりやすい」⁽²⁰⁾とされている。もとより最高裁の判示は、見方によっては、いわば中低額所得者は、そもそもゴルフは奢侈性が高いからプレーすべきではない、といった理不尽な見解であるにとらえることもできる。

かりに、ゴルフに匹敵する奢侈性が高いとされるスポーツが存在するとした場合には、事件当時においてすら、ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税）は租税公平主義に反するといえる余地がある。たとえば、テニス、水泳、馬術などの施設のなかには、その豪華さや利用費用などの点でゴルフ場に匹敵するものがあると考えられる。はたしてこのような施設の利用には担税力は認められないのか。事件当時においても「こういうものを放置して、ゴルフ場にだけ課税してはたしてよいのか、それは立法政策として不合理・不均衡であるばかりでなく、場合によっては、憲法第14条の平等原則に照らしても、問題がありうるのではないか」⁽²¹⁾ という違憲の可能性を示唆する指摘がある。また、そもそも本事件の控訴審判決である東京高判1968（昭和43）年3月21日行裁例集19巻3号447頁は「ゴルフ場利用税は、ないにこしたことはない」と判示する。裁判所すら「ないにこしたことはない」という、いわば必要悪であるかのような表現でゴルフ場利用税の存在をとらえており、その不条理性を隠そうとしない。

おわりに

以上の再検討から、ゴルフ場利用税は廃止すべきであると考えられる。生涯スポーツであるゴルフへの課税は、消費税の税率引き上げとあいまって、二重課税という批判を免れない。ゴルフ場の利用に対してのみ利用税を課すことは、不公平であるといわなければならない。憲法に違反していない税法を遵守すべきとするのが真のタックス・コンプライアンスである。健康増進行為であるスポーツに課税することに反対する、日本ゴルフ関連団体協議会のゴルフ場利用税廃止署名運動都道府県別集計数によれば、その総計は134万6009名にのぼる⁽²²⁾。「今日のゴルフ愛好層が、高額所得者のみに位置づけられる時代ではないことは明らかである」⁽²³⁾とされている。大衆化にともないゴルフ愛好層の担税力は希薄化している。

2009年のIOC総会にて、2016年にリオデジャネイロで開催されるオリンピックでゴルフが正式競技となることが決定している。政府・与党はほかのスポーツと違い、ゴルフが課税されているのは不公平だとして利用税の廃止を検討してきており「麻生太郎財務相は『五輪の種目にもなっているゴルフに税金がかかるのはいかがなものか』と廃止に前向きな姿勢を示していた」⁽²⁴⁾という。ゴルフ場利用料の低価格化で身近なスポーツととらえられるようになっているゴルフに贅沢税の発想は通用しない。今後もゴルファーの裾野は広がることが予想される。このような状況に水を差す時代錯誤な租税制度は変革する必要がある。

注

- (1) 「ゴルフ場利用税を存続、財務省『おかしい』。」『日本経済新聞』2014年12月28日。
- (2) 奥平康弘「平等原則と課税」『別冊ジュリスト』第79号、有斐閣、1983年、23頁。
- (3) 長谷部恭男『憲法』（第6版）新世社、2014年、144頁。
- (4) 中村勲「ゴルフ場利用に対する娯楽施設利用税の合憲性」『法律のひろば』第28巻第5号、ぎ

- ょうせい、1975年、42頁。
- (5) 奥平、前掲論文、23頁。
 - (6) 同上、23頁。
 - (7) 北野弘久「ゴルフ場の利用に対する娯楽施設利用税と憲法」『シュトイエル』第97号、三晃社、1970年、17-18頁。
 - (8) 瀬戸賢一・投野由紀夫編『プログレッシブ英和中辞典』（第5版）小学館、2012年、1894頁。
 - (9) 住澤整編著『図説日本の税制』（平成26年度版）財経詳報社、2014年、15頁。
 - (10) 国家公務員倫理審査会のHP、<http://www.jinji.go.jp/rinri/qa/index.htm>、2010/11/11アクセス。
 - (11) 国家公務員倫理審査会のHP、<http://www.jinji.go.jp/rinri/kaisetu/kaisetu.pdf>、2010/11/11アクセス。
 - (12) 詳細については、日本生産性本部編『レジジャー白書』生産性出版、2010年、88-89頁を参照。
 - (13) 詳細については、次のホームページを参照。統計局のHP、<http://www.stat.go.jp/index.htm>、2010/11/10アクセス。
 - (14) 詳細については、次のホームページを参照。統計局のHP、<http://www.stat.go.jp/index.htm>、2010/11/10アクセス。
 - (15) 林仲宣『実務に役立つ租税基本判例120選』（改訂版）税務経理協会、2014年、47頁。
 - (16) 「天声人語」『朝日新聞』1975年2月9日。
 - (17) 金子宏『租税法』（第20版）弘文堂、2015年、87頁。
 - (18) 菅原計『税務会計学通論』（第3版）白桃書房、2010年、22頁。
 - (19) 成毛眞「完全廃止を望む!!ゴルフ場利用税」『週刊東洋経済』第6243号、東洋経済新報社、2010年、106頁。
 - (20) 金子、前掲書、84頁。
 - (21) S・H・E「地方税法がゴルフ場に娯楽施設利用税を課税することとしているのは違憲でない」『時の法令』第892号、財務省印刷局、1975年、52頁。
 - (22) 詳細については、次のホームページを参照。日本ゴルフ関連団体協議会のHP、<http://www.gorenkyo.net/syomei47.2010.pdf>、2011/02/19アクセス。
 - (23) 林、前掲書、47頁。
 - (24) 「ゴルフ場利用税存続へ、政府・与党方針、地方自治体に配慮。」『日本経済新聞』2014年12月27日。

Reexamination of the golf course use tax case

SAITO, Shigeru

Abstract

The golf course use is discriminated from the use of other sporting houses. It is a problem in connection with the principle of tax fairness in the tax legislation to impose a golf course use tax on only the golf course use.

The times and the taxation system of the non-conformity obstruct healthy development of the golf industry and obstruct the principle of tax fairness. The times and the taxation system of the non-conformity need work to review radically. As for it, an amount of money may be few, but, for the amount of a tax, it is a fact that the financial burdens of the golf course user increase.

The 21st century began, and 15 years passed. Does it have rationality now to still retain a golf course use tax? It must be considered from the visual angle of the principle of tax fairness.

Key Words

tax system, rationality, golf course use tax, principle of tax fairness